3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年３月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年８月 12 日
九州地方整備局長　岡本　　博
1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　上村建設株式会社　上村　秀敏　福岡県福岡市博多区住吉４－３－２　国土交通大臣許可（特―17）第21231号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年３月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年８月 12 日
九州地方整備局長　岡本　　博
1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社一原産業　一原　　哲　大分県大分市萩原４―11―９　国土交通大臣許可（般―18）第16751号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年４月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年８月 12 日
九州地方整備局長　岡本　　博
1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社南光　上田　平孝也　鹿児島県鹿児島市七ツ島２－１　国土交通大臣許可（般特―19）第17053号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年４月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年８月 12 日
九州地方整備局長　岡本　　博
1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社東電工　東　喜代子　宮崎県都城市高崎町縄瀬3553－９　国土交通大臣許可（般特―19）第15007号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年５月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年８月 12 日
九州地方整備局長　岡本　　博
1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　植村建設株式会社　植村　　宏　鹿児島県鹿児島市荒田１―31―27　国土交通大臣許可（般特―17）第1995号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、造園工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年５月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年８月 12 日
九州地方整備局長　岡本　　博
1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　豊鋼材工業株式会社　木村　昭夫　福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲572　国土交通大臣許可（般―18）第19400号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年５月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年８月 12 日
九州地方整備局長　岡本　　博
1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　内山建設株式会社　内山　正博　佐賀県三養基郡基山町宮浦1006―１　国土交通大臣許可（般―17）第18246号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年５月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年８月 12 日
九州地方整備局長　岡本　　博
1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社こうしん　水田　功一　福岡県福岡市西区大字女原435―14　国土交通大臣許可（般―21）第21070号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、防水工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年６月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年８月 12 日
九州地方整備局長　岡本　　博
1　処分をした年月日　平成22年７月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社九州日立　瀬田　　昇　福岡県福岡市早良区百道浜２―１―１　国土交通大臣許可（般特―18）第21694号